

(様式1)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

茨城県中小企業団体中央会 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

令和7年3月17日付けで公告のあった下記の茨城県中小企業団体中央会ものづくり開発支援室業務用ノートパソコン及びネットワーク接続記憶装置一式賃貸借に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名称

茨城県中小企業団体中央会ものづくり開発支援室業務用ノートパソコン及びネットワーク接続記憶装置一式賃貸借

2 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者登録番号

No.

3 添付書類

(1) 仕様書で要求する事項を確実に履行できることを証明する書類

〔物品納入証明書〕 (様式2)

機器の仕様及び性能を具備していることを証明する資料(カタログ等)添付

(2) 業務用ノートパソコンに係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類

〔アフターサービス・メンテナンス体制証明書〕 (様式3)

(3) 仕様書に記載されている物件の賃貸借・設定・接続と同等以上の業務実績があることを証明する書類

〔業務実績証明書〕 (様式4)

(4) 入札説明書の4の(4)、(5)、(6)及び(7)に関する誓約書

〔誓約書〕 (様式5)

(5) 仕様書に関する内訳書

〔任意様式で作成〕

(6) 茨城県税納税証明書 (3カ月以内のもの 様式第40号の4 (イ) 全ての税目)

(7) 履歴事項全部証明書 (3カ月以内のもの)

(様式2)

物品納入証明書

令和 年 月 日

茨城県中小企業団体中央会 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

令和7年3月17日付けで公告のあった茨城県中小企業団体中央会ものづくり開発支援室業務用ノートパソコン及びネットワーク接続記憶装置一式賃貸借については、仕様書で要求する事項及び下記での納入を確実に履行できることを証明いたします。

記

- 1 業務名称
茨城県中小企業団体中央会業務用ノートパソコン一式賃貸借
- 2 納入期限
令和7年4月1日から運用を開始できるように納入すること。
- 3 納入場所
茨城県水戸市桜川2丁目2番31号 ミトコンチェルトビル2階
茨城県中小企業団体中央会 振興課 ものづくり開発支援室
- 4 その他

(様式3)

アフターサービス・メンテナンス体制証明書

令和 年 月 日

茨城県中小企業団体中央会 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

令和7年3月17日付けで公告のあった茨城県中小企業団体中央会ものづくり開発支援室業務用ノートパソコン及びネットワーク接続記憶装置一式貸貸借については、下記のとおり迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明いたします。

記

部門ごとに所在地、電話番号等を記載すること。

別紙でも可

(様式4)

業務実績証明書

令和 年 月 日

茨城県中小企業団体中央会 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

令和7年3月17日付けで公告のあった茨城県中小企業団体中央会ものづくり開発支援室業務用ノートパソコン及びネットワーク接続記憶装置一式貸貸借については、下記のとおり、仕様書に記載されている物件の貸貸借・設定・接続作業と同等以上の業務実績があることを証明いたします。

記

(様式5)

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県中小企業団体中央会 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

当社は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体もしくは個人をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- 3 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- 4 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- 5 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- 6 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- 7 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- 9 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者